

「気候変動に関する国際連合枠組条約」に基づく第3回日本国報告書案に対する意見

住所：541-0041 大阪市中央区北浜 1-2-2 北浜プロボノビル1階

電話：06-6203-2050 Fax：06-6203-2051

氏名：特定非営利活動法人 地球環境と大気汚染を考える全国市民会議（CASA）

複数の意見があるので、下記の通りに列記いたします。

1章

p.13（1.6.3 自動車交通）

「自動車保有台数の中で大きなシェアを占めている乗用車（自家用、営業用）についてみると、1980年以降現在まで、高級車やRVへと嗜好が移り、より重量の大きな自動車が割合を増やしてきている」と書かれているが、乗用車の大型化の背景には、1989年の物品税廃止・消費税導入に伴い、大型車への大幅な減税があることを明記すべきである。

pp.16-17（1.7.3 一人あたり一次エネルギー総供給及び一次エネルギー総供給のGDP原単位）

原単位が悪化している要因について、「これまでの原単位の減少に大きく寄与した産業部門において大規模な省エネ投資が一巡したと同時に、国民生活におけるゆとりと豊かさの追求に伴い、民生部門、運輸乗用車部門におけるエネルギー消費が増大したことによる」と書かれているが、客観的事実が不正確であり、次の点を考慮して書き直すべきである。

第1に、産業部門で省エネ投資が減退したのは、省エネ技術が枯渇したからではなく、エネルギー価格の下落によりコスト削減という省エネインセンティブが減退したことが大きい。

第2に、民生・運輸部門のCO₂排出増加については、国民生活のライフスタイルの変化だけではなく、コンビニ・宅配便・スーパーの開店時間延長などサービス産業の事業拡大が大きな要因を占めていることを明記すべきである。

p.18（1.7.5 エネルギー関連予算・税制）

「省エネルギーをはじめとするエネルギー有効利用の徹底的推進を図っている」と書かれているが、例えば「省エネ法」は、省エネ対策に対して努力義務しかなく、履行確保を担保する政策ではないことから「徹底的推進を図っている」とは客観的事実から見ても不適切な表現であり、これを削除すべきである。仮に、「省エネ法」等の一連の政策が省エネ効果を十分にあげているとするならば、定量的な分析を具体的に示すべきである。

「エネルギー需給構造高度化対策」として、2002年度において2,113億円が計上されていると述べられているが、石油代替エネルギーと省エネルギー対策、海外炭の炭鉱・開発などの施設の推進などは、全く別の種類の対策であり、これらを一括した金額を示すことは

不適切である。したがって、省エネルギー対策、ソーラーシステムの普及、代替エネルギー対策などの予算内訳を個別に示すべきである。

p.19 (1.7.5 エネルギー関連予算・税制)

「電源開発促進対策特別会計」について述べられているが、これが原子力発電所の設置推進のための予算であることが一言も述べられていない。日本政府が地球温暖化対策と称して原子力発電の増設を掲げる国政を知らない海外関係者に誤解を生じる恐れがあり、この点を明確にする必要がある。

「投資促進税制」については、具体的な金額と投資内訳を具体的に示して、これまでの税制の効果についても明記すべきである。

p.23 (1.12.1 行政)

審議会等をもつ目的として、「民意を反映させ、あるいは専門的知識を導入する等」とあげられているが、審議会でとりまとめられた報告内容が国の温暖化対策における基本方針に生かされることはまれである。結局、最終的な国の基本方針となる「大綱」や「法律」の内容をつめる場合は政治的に省庁間で行われ、民意や専門知識あまり反映されず決められている。NGO や多くの市民から政策決定の透明性に課題があると指摘されていることを一緒に記述すべきである。

p.24 (1.12.1 行政)

新大綱について、「京都議定書締結に先立ち、京都議定書の6%削減約束の達成に向けた具体的裏付けのある対策の全体像を示すとともに、温室効果ガスの種類や区分ごとに目標並びに対策及びその実施スケジュールを記述し、併せて個々の対策についての我が国全体における導入目標量、排出削減見込み量及び対策を推進するための施策を定めている」とある。しかし、新大綱には JOC の事故や多くの地方自治体で、住民投票などで建設反対派が勝利する中、原子力発電所に対する民意と反対に、13基の新しい原発の建設が見込まれ、吸収源で3.9%、将来の革新的な技術や国民の更なる努力で6%中の2%も積み上げるなど、現実的に達成が困難で不確実性が高いという問題点がある。

このため、新大綱を「京都議定書の6%削減約束の達成に向けた具体的裏付けのある対策の全体像を示す」と形容するのは適切ではないと考える。「京都議定書の6%削減約束の達成に向けた大枠の方向性を示す」といった程度に表現を留めるべきである。

p.25 (1.12.2 財政)

地球環境保全関係予算が2001年度で6,453億円が計上されていると述べられているが、その内容が一切書かれていない。詳細な内訳を示すべきである。

第2章

pp.27-58 (第2章全体)

製造業のCO₂排出が示されているが、鉄鋼業や化学工業など、業種毎の排出量を明らかにすべきである。また、民生部門についても、日本では家庭部門と業務部門を分けたデータがあるので、より詳細な実態を示すためにも、これらのデータを明らかにすべきである。

第3章

p.59 (3.1.1 地球温暖化に関する基本的認識)

ここでは、地球温暖化による影響の深刻さの記述に止まっており、対策の方向性の記述がされていない。IPCCの第二次報告書(1995年)によれば、大気中の二酸化炭素濃度を現在のレベルで安定化するためには、二酸化炭素の排出量を直ちに50~70%以上削減することが求められており、地球環境問題解決のためには二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を「早急に、大幅な削減の実施」が必要である旨の記述を追加すべきである。

p.61 (3.1.3 これまでの取組と京都議定書の6%削減約束の達成への挑戦)

「地球温暖化防止行動計画」の数値目標について、「2000年においてこれは達成されていない」と書かれているが、具体的な排出量を記述し、政策破綻の反省点を明らかにすべきである。

p.63 (3.3.1 温室効果ガス排出量の現状と今後の排出量の見通し)

「旧大綱に基づき様々な対策の推進を図ってきた結果、これまでの現行対策を前提とした場合の2010年時点での温室効果ガスの総排出量の見通しは、約13億2000万t-CO₂となり、基準年比で約7%の増加に抑制することができると見込まれる」と書かれているが、旧大綱の実効性を示したレビューは国内でも存在しておらず、この記述は事実誤認と言わざるを得ない。

BaUケースの数値が下がったのは、経済不況や産業構造の変革に伴い素材産業などの経済活動が低く見積もられたことが大きな影響を与えている。仮に、政策担保がない旧大綱が温暖化対策を促進させた根拠や資料が存在するならば、具体的に示すべきである。

pp.67-68 ((1)自主行動計画の着実な実施とフォローアップ)

「経団連自主行動計画に基づく産業界の取組は、これまでに大きな成果を挙げてきているところ」と記述されているが、産業別の対策の効果について定量的な情報を明記すべきである。

また、経団連計画は、オランダや英国などの政府協定ではなく、産業界の一方向的な宣言に過ぎず、数値目標の遵守については何ら担保措置がなく、極めて緩やかな内容であることを明記すべきである。

pp.68-71 (2)エネルギー管理の徹底)

「省エネ法」は 1979 年に制定され、相応の省エネ効果が見られるはずである。ここでは抽象的な記述にとどまっているので、省エネ法の実効性を示す具体的な事実を明記すべきである。

pp.72-73 (5)自動車交通対策 / (6)環境負荷の小さい交通体系の構築)

ここでは一般的な記述にとどまっているので、公共交通の整備やモーダルシフトなどの先進的な計画や事例を示すべきである。

p.84 (1)新エネルギー対策)

「また、廃棄物発電は、燃やさざるを得ない廃棄物の排熱を有効に活用するものであることから、「循環型社会形成推進基本法」の理念及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の「廃棄物の減量化目標」との整合性を図りつつ、推進するものとする。」と、P85 の対して、廃棄物発電については廃棄物行政においては発生抑制が掲げられており、定量的目標も設定されており、現状で燃やさざるを得ないものを燃やしそのエネルギーをなるべく回収するという政策的スタンスが必要である。 においては、特に産業系廃プラスチックを燃やすことに対するインセンティブを与え、かえって CO2 排出量を増加させることになりかねない制度であり、廃棄物発電は の対象から外し、発電技術ごとの枠を設けるシステムとするべきである。

p.87 (2)燃料転換等)

実際には、石炭火力発電の設備容量は増えつづけている。電力の小売自由化を受けて、独立電気事業者による石炭火力も増えており、今後政策による天然ガスへの燃料転換を進めることと、自由化の整合性が不明確である。電力会社の電源開発計画においても安価な石炭は相当数導入される見通しである。また、既設火力の燃料転換も、自由化を受けた電力会社の戦略と整合するものではなく、その意味でも追加対策、 では燃料転換が円滑に進む見通しは少ない。電力産業の規制緩和の議論の中には環境保全、温暖化防止の視点は弱く縦割り行政の弊害が見て取れる。負荷追従型で電源を確保していくという考え方から需要の抑制および環境保全をエネルギー政策の根幹においた政策を推進する必要がある。

p.88 (3)原子力の推進)

「今後、2010 年度までの間に原子力発電電力量を 2000 年度と比較して約 3 割増加する

ことを目指した原子力発電所の新增設が必要である」に関して、原発を 13 基増設することを意味していると思われるが、現行の電源開発計画を見ると、京都議定書の第一約束期間開始までに運転を開始すると確定しているのは、3 基に過ぎず、着工・運転開始の遅れなどが生じる可能性が大きい。加えて、立地建設において世論・住民の反対その他の不確実性を伴う原子力発電を 13 基増設することは非現実的といわざるを得ない。このような政策として不確実性を帯びている対策をエネルギー転換部門における温暖化対策の柱として据えることは非現実的である。

また、京都議定書をめぐる国際交渉の中で、原発を温暖化対策とすることは世界的に非常識なものとなっている。しかも近年欧米では放射性廃棄物の処理・処分費を含めた原子力のコストが高いことが常識となっており、脱原発が主流となっていることを考慮すれば、再生可能エネルギー、省エネルギー、燃料転換をより一層進めていくことが必要である。

核燃料サイクルについても経済的にも安全性の観点からも破綻していることは明らかであり、安全性の確保は当然必要としても、発電所と処分地の立地を強引に進めるための予算配分を温暖化対策として本報告書に記載すべきではない。

pp.96-97 (3.4.5 革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の強化)

「温暖化対策技術は長期的視点に立脚し、個別対策と抜本的な対策を戦略的に組み合わせ対応すべきもの」と記述されているが、開発段階で効果が薄い技術が出てくることは十分あり得るので、費用対効果を勘案しつつ、開発プロジェクトの廃止を柔軟に行える意思決定システムを確立すべきである。なお、CO₂ 固定化技術は、多くの研究者が効果や他の環境問題の発生の点から反対しており、早急にプロジェクトを廃止すべきである。

第 4 章

pp.111-127 (第 4 章全体)

産業部門や運輸部門など部門毎の将来見通しを追加すべきである。

第 5 章

p.131 (5.2.4 食糧安全保障への影響)

「海外、特に主要食糧輸出地域での減収による影響であると考えられる。」

この記述は、言葉足らずで分かりにくいので、たとえばつぎのように書き直したほうがよい。

「海外、特に主要食糧輸出地域（北米内陸部など）で温暖化による干ばつのためにコムギなどの減収が生じ、食糧自給率がきわめて低いわが国に深刻な影響がおよぶケースであると考えられる。」

p.135 (5.5.7 マングローブへの影響)

「西表島の大規模なマングローブ林は近未来の海面上昇に対して、その分布域は移動して、森林内部の植生分布は変化することが予想される。」

この記述は、唐突で言葉足らずであり、つぎのように書き直したほうがよい。

「しかし、近未来の海面上昇は、50 cm / 100年をはるかにこえる可能性も高いので、たとえば、西表島の大規模なマングローブ林はその分布域が移動し、森林内部の植生分布が変化することが予想される。」

なお、「変化」の内容も具体的に記述したほうがよい。

第6章

pp.138-163 (第6章全体について)

第6章全体について、条約にも議定書にも資金移転に関して「新規かつ追加的」でなければならないと明記されているにもかかわらず、既存の ODA 関連の資金移転が大部分を占めており、「新規かつ追加的」な部分が不明確である。

大気汚染、廃棄物、海洋生物保全計画、珊瑚礁管理計画などが記述されているが、これらの事業が温暖化対策として分類されることに疑問が残る。また、エネルギー・運輸・工業の具体的な内訳を明記すべきである。

第7章

pp.164-165 (7.1 研究及び組織的観測に対する総合政策並びに資金確保)

実施状況を具体的に示すためにも、温暖化関連の研究の予算・実施体制(人数、国際協力体制など)、現在の主な成果(観測ならデータの利用状況)、目標(実施期間、期待される成果)について定量的に記述すべきである。

第8章

p.173 (8.1 政策・措置の考え方)

「新エネルギーや原子力など非化石エネルギーの利用について考えていくことが重要となっている」とされるが、原子力を地球温暖化対策として用いるかどうかについては議論があるところであり、マラケシュ合意でも、「共同実施やクリーン開発メカニズムについては原子力利用は控える」とされている。「原子力など」の文言は削除すべきである。

pp.173-174 (8.2 具体的施策)

「学校教育における環境教育等の推進」において、環境 NGO の情報・知識・経験などの活用を位置付けるべきである。多忙な学校の教師が環境問題について教科横断的・総合的

な情報や資料を収集し、総合的な学習をすることは現実には困難が伴う。環境 NGO は、それぞれの分野についての情報・知識・経験をもっており、こうした環境 NGO を活用することにより、こうした総合的な学習を充実することを施策として位置付けるべきである。

また、同様のことは「社会教育その他多様な場における環境教育・環境学習」などでも施策として位置付けられるべきである。

pp.174-177 (8.3 地球温暖化防止に関する普及啓発活動)

「全国及び都道府県の地球温暖化防止活動推進センターを通じた取組」が位置付けられているが、都道府県地球温暖化防止活動推進センターが未だに 11ヶ所に止まっている原因は、指定法人を公益法人に限定したこと、財政的裏付けがないことにある。この点の改善を図る施策が記述されるべきである。また、具体的施策のなかに、環境 NGO の情報・知識・経験などの活用を位置付けるべきである。とりわけ、グリーン購入や省エネルギーなどについての普及啓発については環境 NGO が普及啓発を図ることが実効性を高めると考えられる。すでに、多いの環境 NGO や市民団体が環境家計簿を使った省エネ活動に取り組んでおり、こうした活動を支援する施策が必要である。

「原子力についての普及啓発」についての記述は削除すべきである。理由は前記のとおりである。

pp.177-178 (8.4 環境 NGO 等への支援)

環境 NGO の支援の中心に、情報の公開と政策決定への環境 NGO の参加が重要であることを記述すべきである。環境 NGO が市民を代表して政策決定に参加できるかどうか環境 NGO 支援への中心に位置付けられるべきである。

「環境事業団の地球環境基金」については、その基金の規模や助成申請数や助成団体数などを記述すべきである。また、この間の助成が環境 NGO の活動にとって一定の意義をもっていたことを評価するとともに、現状ではこの基金の規模が極めてささやかなもので環境 NGO の要請に応えられていないこと、この基金の規模を抜本的に拡充していくことが重要であること施策として位置付けるべきである。